①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり，平成３０年１０月時点において，生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの，その他，生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について 1，準要保護の認定基準への反映について （1）平成３０年１０月以降，見直し後の生活保護基準を，今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（2）参照している生活保護基準の時点		2，生活保護基準見直しの影響への対応予定 （1）　平成３０年１０月以降，生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合，何らかの対応を行う予定か。			（2）（1）で「①対応予定あり」と回答した場合，具体的な内容（複数回答可）					（3）（2）「⑤その他」の内容 ※照認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には，その内容を記載。	（4）（1）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，その理由（複数回答可）			（5）（4）「①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	3，生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （1）2，（1）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（2）①把握している場合，平成３０年９月までは援助対象だったが，平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により，平成３０年１０月以降，援助対象外となる者であり，明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（3）3，（1）で「②把握していない」と回答した場合，把握できない理由	Ⅲ　自由記述欄
			①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い倍率に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
			→Ⅱへ	→Ⅲへ	→2（1）へ	→1（2）へ	→Ⅲへ		→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
59	59	31	28	7	24	24	24	3	4	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島県	福島市	○			○	23	4																		
福島県	会津若松市		○																						
福島県	郡山市	○			○	25	4																		
福島県	いわき市	○			○	29	4																		
福島県	白河市	○			○	30	4																		
福島県	須賀川市	○			○	25	7																		
福島県	喜多方市	○			○	30	4																		
福島県	相馬市		○																						
福島県	二本松市	○			○	24	4																		
福島県	田村市	○			○	25	8																		
福島県	南相馬市	○			○	27	8																		
福島県	伊達市	○			○	24	4																		
福島県	本宮市	○			○	25	7																		
福島県	桑折町	○			○	24	12																		
福島県	国見町	○			○	30	4																		
福島県	川俣町	○		○					○																
福島県	大玉村		○																						
福島県	鏡石町		○																						
福島県	天栄村		○																						
福島県	下郷町		○																						
福島県	檜枝岐村		○																						準要保護の対象者がいないことから就学援助制度を策定していない。
福島県	只見町		○																						
福島県	南会津町	○		○					○																
福島県	北塩原村	○			○	30	4																		
福島県	西会津町	○			○	30	1																		
福島県	磐梯町		○																						
福島県	猪苗代町		○																						
福島県	会津坂下町		○																						
福島県	湯川村		○																						
福島県	柳津町		○																						
福島県	三島町		○																						
福島県	金山町		○																						
福島県	昭和村	○		○					○																
福島県	会津美里町	○		○				○					○												
福島県	西郷村	○			○	30	4																		
福島県	泉崎村		○																						
福島県	中島村		○																						
福島県	矢吹町	○			○	24	12																		
福島県	棚倉町	○		○				○					○												
福島県	矢祭町	○			○	30	4																		
福島県	塙町	○			○	25	4																		
福島県	鮫川村		○																						
福島県	石川町	○			○	24	12																		
福島県	玉川村	○		○				○			○														
福島県	平田村		○																						
福島県	浅川町		○																						
福島県	古殿町	○			○	24	12																		
福島県	三春町	○			○	24	12																		
福島県	小野町		○																						
福島県	広野町	○			○	30	4																		
福島県	楢葉町	○		○					○																
福島県	富岡町		○																						
福島県	川内村	○			○	30	4																		
福島県	大熊町		○																						
福島県	双葉町		○																						
福島県	浪江町		○																						
福島県	葛尾村		○																						
福島県	新地町		○																						
福島県	飯舘村		○																						